

# 動物の飼養・収容施設の施設基準と衛生措置基準等について

## 1 飼養又は収容場所並びに数の制限

【化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第2条】

市長が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、県条例で定める数以上に飼育し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、市長の許可を受けなければならない。但し、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

### ①市長が指定する区域

【動物の飼養及び収容の許可を受けなければならない区域の指定（平成11年7月15日告示第162号）】

都市計画法第7条に規定する市街化区域

### ②家畜市場その他政令で定める適用外施設

- ・家畜取引法（昭和31年法律第123号）に規定する家畜市場
- ・競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬場
- ・家畜共進会、家畜博覧会、その他臨時的に開催される催物に設けられる施設

## 2 飼養又は収容する動物の種類と数の制限

【施行令第1条、福岡県化製場等の構造設備の基準等に関する条例第15条】

政令で定める動物の種類及び県条例で定める動物の数は、次のとおりとする。

牛	馬	豚	めん羊	やぎ	犬	鶏（※）	あひる（※）
1頭	1頭	1頭	4頭	4頭	10頭	100羽	50羽

※：30日未満のひなを除く。

## 3 構造及び設備基準

【県条例第16条】

区分	<畜舎> 牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設	<家きん舎> 鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設
本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床は、不浸透性材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。</li> <li>・内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで、清掃に支障をきたさない材料で造られ、かつ、清掃に支障をきたさない構造を有すること。</li> <li>・内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さ及び高さを有すること。</li> <li>・床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。</li> <li>・洗淨用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏の家きん舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で造られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。</li> <li>・あひるの家きん舎の床は、不浸透性材料（パタリー式の家きん舎にあっては、不浸透性材料又は板）で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。</li> <li>・同左</li> <li>・あひるの家きん舎には、洗淨用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</li> </ul>
汚物処理設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚物処理施設として、汚物ため及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを要しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏の家きん舎にあっては汚物だめを、あひるの家きん舎にあっては汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを要しない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる蓋が設けられていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>

排水溝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎から汚水ため、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</li> <li>・不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家きん舎から汚物ため、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</li> <li>・同左</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を満たす飼料取扱室を有すること。(家きん舎の場合も同様。)</li> <li>①床は、不浸透性材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。</li> <li>②臭気を処理することができる適切な設備が設けられていること。</li> <li>③洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</li> <li>④密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じた適当な容積の容器が備えられていること。</li> </ul>	

#### 4 衛生上必要な措置

【法第9条第5項、県条例第17条】

- (1) 畜舎及び家きん舎の内外は、常に清潔すること。
- (2) 昆虫の発生防止及び駆除を十分にすること。
- (3) 臭気が発生しないよう衛生的な配慮を十分にすること。
- (4) 飼槽は、使用後速やかに洗浄し、乾燥すること。
- (5) 畜舎内の敷料等は、常に乾燥したものを使用し、畜舎内を衛生的にすること。
- (6) 汚物は、速やかに汚物ために収容するとともに、その処理を十分にすること。
- (7) 汚水だめの汚水は、放流しないようにし、公衆衛生上必要な措置を講ずること。
- (8) 家きんのふんは、公衆に害を与えない場所、方法等を選定し、速やかに処理すること。
- (9) 畜舎及び家きん舎のふん又は敷料等を肥料として利用するために蓄える場合は、公衆衛生上必要な措置を講ずること。
- (10) 必要に応じ、感染症予防のための措置を講ずること。

#### 5 その他の法律による規制

化製場等に関する法律の他、以下の動物の愛護及び管理に関する法律（※）等による規制にご注意下さい。

※動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）に基づく登録について

営業形態や動物の頭数等により、第1種若しくは第2種動物取扱業の登録が必要となります。

- ①第1種動物取扱業：営利を目的として動物の販売・保管・貸出・訓練・展示その他の業を行う場合
- ②第2種動物取扱業：飼養施設を有し、営利を目的としない動物の取扱を業とする場合  
(譲渡・訓練等を行う動物愛護団体等が該当)

項目	関係法令	担当課	連絡先
○用途地域による建築物の用途制限 ○市街化区域の指定	建築基準法 都市計画法	住宅都市局 都市計画課	092-711-4388
消防設備	消防法	消防局 各区消防署 予防課	(東)092-683-0119 (城南)092-863-8119 (博多)092-475-0119 (早良)092-821-0245 (中央)092-762-0119 (西)092-806-0642 (南)092-541-0219
下水道への排水	下水道法	道路下水道局 水質管理課	092-711-4512
動物取扱業 (第1種/第2種)	動物愛護法	東部動物 愛護管理センター	092-691-0131

各区保健福祉センター衛生課		環境係		連絡先	
東区	TEL 092-645-1112	FAX 092-645-1114	城南区	TEL 092-831-4219	FAX 092-843-2662
博多区	TEL 092-419-1125	FAX 092-434-0007	早良区	TEL 092-851-6602	FAX 092-822-5733
中央区	TEL 092-761-7351	FAX 092-761-8280	西区	TEL 092-895-7094	FAX 092-891-9894
南区	TEL 092-559-5161	FAX 092-559-5159			

平成26年4月1日作成